

【指定障害者支援施設等の運営費の弾力運用】

Q 指定障害者支援施設等における運営費の弾力運用について教えてください。

A 障害者自立支援法に規定する指定障害者支援施設等における運営費の取扱いについては、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成 18 年 10 月 18 日障発第 1018003 号、平成 19 年 3 月 30 日一部改正）で次のように定められています。

1 資金の運用

自立支援給付費を財源とする運営費について、次に掲げる経費以外への運用は、原則として可能です。

- (1) 当該法人が行う社会福祉法第 26 条第 1 項に規定する収益事業に要する経費
- (2) 当該法人外への資金の流失（貸付を含む。）に属する経費。ただし、欠損金を補填する場合を除く。
- (3) 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

2 運用上の留意事項**(1) 資金の繰入れ**

当該法人が行う他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金の繰入は、当該指定障害者支援施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において可能です。

なお、当該法人が行う他の指定障害者支援施設等への資金の繰入は、期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において可能です。

(2) 資金の繰替使用

自立支援給付費を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用は可能です。

ただし、繰替で使用した資金は、当該年度内に補填しなければなりません。

(3) 役員等の報酬

社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、役員報酬等が社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはなりません。

《平成 21 年 12 月掲載》